

福島市会計年度任用職員休暇等一覧

No.	休暇名称	有給/無給	期間等
1	年次有給休暇	有給	初年度最大10日間(繰越あり)
2	忌引休暇 ☆	有給	親族により7日間
3	結婚休暇 ☆	有給	7日以内
4	出生サポート休暇 (不妊治療のための休暇)	有給	5日以内(体外受精等の場合は10日以内)
5	妊産婦の休息・補食時間	有給	必要な期間
6	妊産通院休暇(妊娠健康診査)	有給	必要な期間
7	妊産婦の時差出勤	有給	勤務時間の始業時刻・終業時刻における各30分の範囲内
8	産前休暇	有給	6週(多胎妊娠の場合は14週)
9	産後休暇	有給	8週
10	出産補助休暇 ☆	有給	2日
11	育児参加休暇 ☆	有給	5日
12	夏季休暇	有給	3日
13	病気休暇	有給	10日以内
14	公民権行使のための休暇	有給	必要な期間
15	官公署出頭のための休暇	有給	必要な期間
16	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限または遮断	有給	必要な期間
17	出勤困難	有給	必要な期間
18	現住居の滅失のための休暇	有給	1週間の範囲内で必要な期間
19	退勤途上 (風水震災災害その他非常災害による、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合)	有給	必要な期間
20	育児時間	無給	1日2回(各30分以内)
21	子育て支援休暇 ☆	無給	5日以内(中学生以下の子が2名以上の場合は10日以内)
22	短期介護休暇 ☆	無給	5日以内(要介護者が2名以上の場合は10日以内)
23	四号休暇(生理休暇)	無給	その都度2日以内の期間
24	妊娠障害休暇(つわり休暇)	無給	14日以内において必要と認められる期間
25	病気休暇(公務災害)	無給	必要な期間
26	ドナー休暇	無給	必要な期間
27	介護休暇 ☆	無給	通算93日以内
28	介護時間 ☆	無給	連続する3年以内(1日2時間まで)
29	育児休業	無給	原則 子の1歳到達日まで 最長 子の2歳到達日まで(条件あり)
30	部分休業	無給	子の3歳到達日まで

※任期や勤務年数等の勤務条件により取得できる休暇が異なります。

☆パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある職員は、「パートナーシップ・ファミリーシップ関係にある職員の休暇及び手当等に関する取扱要綱」の規定により休暇取得可能。